# 【教員免許制度の見直しの方向性について】

## 1. 複数校種の免許取得パターンの考え方＜学部・学科教育段階＞

※普通免許の構成は一例である。

（特別免許状及び臨時免許状については別途検討。）

### 現行制度

| | 免許 | （最低修得単位数） | （認定課程数） |
|---|---|---|---|
| 高等学校 | 高・英語① 高・数学① 高・音楽① | 一種：67単位 | 一種：7482課程 |
| 中学校 | 中・英語①② 中・数学①② 中・音楽①② | 一種：67単位<br>二種：43単位 | 一種：4299課程<br>二種：149課程 |
| 小学校 | 小①② | 一種：67単位<br>二種：45単位 | 一種：262課程<br>二種：29課程 |
| 幼稚園 | 幼①② | 一種：59単位<br>二種：39単位 | 一種：292課程<br>二種：241課程 |

※大学、短大の課程のみ計上

### （1）現行免許を基本に、複数免許取得を目的とする課程を置き、併有を促進する考え方

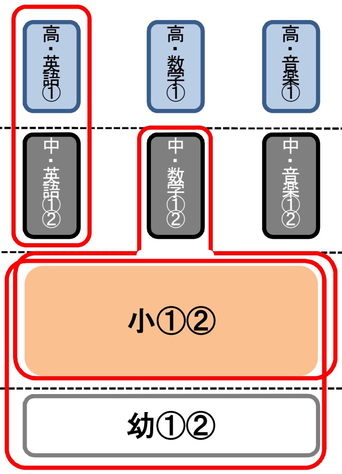


高一＋中一　67単位
※教科によっては、追加で修得すべき単位が生じる（国語、社会・地歴・公民、理科、美術、家庭）

中一＋小一　103単位
中一＋小二　89単位
中二＋小一　85単位

小一＋幼一　77単位
小一＋幼二　74単位
小二＋幼一　72単位

最大パターン数：116パターン

【留意点】
ア．免許の種類を変えないため、混乱が生じない。
イ．大学は、単一免許取得を目的とする課程を置くことも可能。
ウ．併有がどこまで促進されるかは大学や学生次第。

### （2）現行免許と複数校種の免許を併存させる考え方

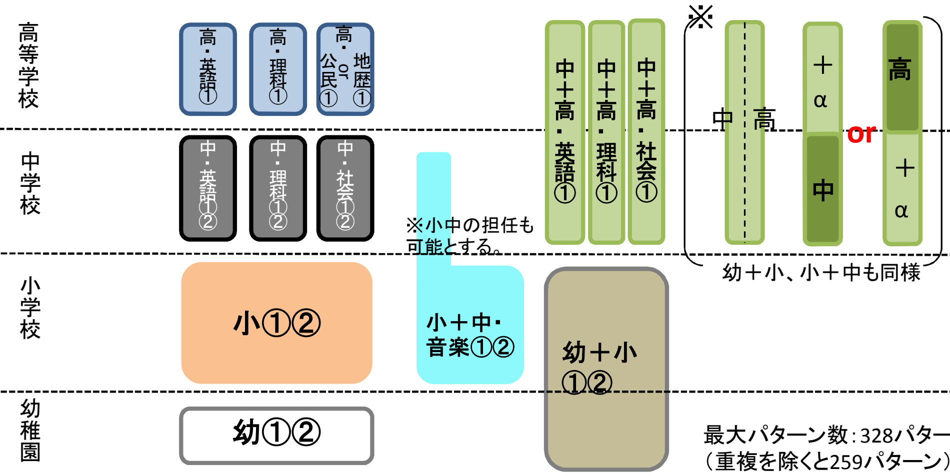


最大パターン数：328パターン
（重複を除くと259パターン）

【留意点】
ア．大学は、単一免許及び複数免許取得を目的とする課程を置くことが可能。
イ．併有がどこまで促進されるかは大学や学生次第。
ウ．免許種が増加するため、大学や免許管理者の負担が増加。
エ．単独校種の免許があるにもかかわらず複数校種を包括する免許を創設するためには、免許が公証する資質能力の範囲を異なるものとしなければならない（接続に関する教育内容を追加する等。※いずれかの学校種を基盤とする方法あり。）。
オ．採用権者が、現行免許と複数校種の免許のいずれかを優先して採用していく可能性がある。

### （3）複数校種の免許を基本とする考え方

※高校のみに存在する教科（例：看護、情報等）については、高免を維持。

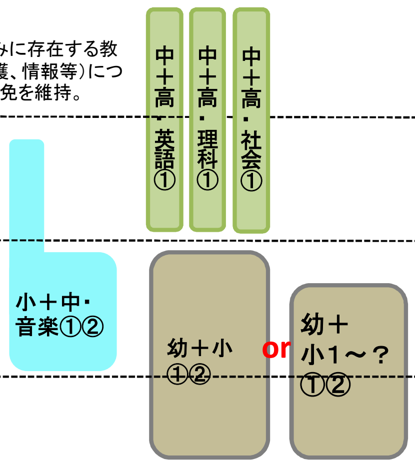


最大パターン数：81パターン
（重複を除くと41パターン）

【留意点】
ア．複数校種において指導することが可能な教員を確実に養成可能。
イ．制度過渡期（40年程度）は現存する免許種が増加するため、免許管理者の負担が増加。
ウ．幼の免許と保育士資格の同時取得を目指す課程が多いため、小の免許取得も要件とすると、履修単位過多となる可能性大。
エ．小＋中の免許については、二種免許は3年制の短大の課程のみが対象となると考えられる。
オ．高免については、全教科の免許を残すか要検討。
カ．いずれかの免許を取得した後、他校種の指導を行いたい場合、単独免許を取得することができず、校種の重複がある免許を取得せざるを得なくなる（中＋高と幼＋小を取得する場合を除く）。

※①は一種、②は二種を示す。